

別紙 1

国 名	団体名（国際保証組織に加入している団体）
ALGERIA	Chambre algérienne de Commerce et d'industrie Palais Consulaire,6 rue Amilcar Cabral B.P.100 Alger 1er Novembre-Alger 16003
ANDORRA	Chambre de Commerce, d'Industrie et des Services d'Andorre C/Prat de la Creu,8,Ed. Le Mans,Desp.204-205 AD500 Andorra la Vella
AUSTRALIA	Victorian Employers' Chamber of Commerce and Industry 196 Flinders Street - Melbourne Victoria 3000 G.P.O. Box 4352 QQ - Melbourne Victoria 3001
AUSTRIA	Austrian Federal Economic Chamber P.O. Box 152 A-1045 Vienna
BELGIUM	Belarusian Chamber of Commerce and Industry Pr.Masherova,14 Minsk 220035
BELARUS	Fédération des Chambres de Commerce et d'Industrie de Belgique (FCCIB) Rue Montoyer 3 B-1000 Bruxelles
BULGARIA	The Bulgarian Chamber of Commerce and Industry 42 Parchevich Street - Sofia 1000
CANADA	The Canadian Chamber of Commerce 350 Sparks Street, Suite 501 Ottawa, Ontario K1R 7S8
CHINA	China Chamber of International Commerce 1 Fuxingmenwai Street - Beijing 100860
COTE D IVOIRE	Chambre de Commerce et d'Industrie de Côte d'Ivoire 01 P.O. Box 1399 -Abidjan 01
CROATIA	Croatian Chamber of Economy P.O. Box 630 - 10000 Zagreb
CYPRUS	Cyprus Chamber of Commerce and Industry P.O. Box 1455 - Nicosia
CZECH REPUBLIC	Economic Chamber of the Czech Republic Argentinska 38 - 170 05 Praha 7
DENMARK	Danish Chamber of Commerce Borsen - DK-1217 Copenhagen K

FINLAND	The Central Chamber of Commerce of Finland P.O. Box 1000 FIN-00101 Helsinki
FRANCE	Chambre de Commerce et d'Industrie de Paris 2 rue Adolphe Jullien - 75001 Paris
GERMANY	Deutscher Industrie-und Handelstag P.O. Box 1446 D-53004 Bonn
(G I B R A L T A R)	Gibraltar Chamber of Commerce P.O. Box 29 Gibraltar
GREECE	Athens Chamber of Commerce and Industry 7 Akadimias Street Athens 106 71
(H O N G K O N G)	The Hong Kong General Chamber of Commerce P.O. Box 852 Hong Kong
HUNGARY	Hungarian Chamber of Commerce and Industry Kossuth Lajos Tér 6-8 H-1055 Budapest
ICELAND	Iceland Chamber of Commerce House of Commerce IS-103 Reykjavik
INDIA	Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry Federation House, Tansen Marg New Delhi 110-001
IRAN	Iran Chamber of Commerce, Industries and Mines (ICCIM) 254, Taleghani Ave Tehran 15814
IRELAND	Dublin Chamber of Commerce 7 Clare Street Dublin 2
ISRAEL	Federation of Israeli Chambers of Commerce P.O. Box 20027 Tel-Aviv 61200
ITALY	Unione Italiana delle Camere di Commercio, Industria, Artigianato e Agricoltura Piazza Sallustio 21 IT-00187 Roma

J A P A N	The Japan Chamber of Commerce and Industry/The Japan Commercial Arbitration Association Taisho-Semei Hibiya Building 1-9-1 Yurakucho, Chiyoda-ku Tokyo
K O R E A	Korea Chamber of Commerce and Industry G.P.O. Box 25, Chung-ku Seoul 100-743
L E B A N O N	Beirut Chamber of Commerce and Industry P.O. Box 11/1801 - Beirut
L U X E M B O U R G	Fédération Nationale des Chambres de Commerce et d'Industrie de Belgique P.O. Box 10 - B-1040 Brussels
M A C E D O N I A , F O R M E R Y U G O S L A V R E P U B L I C O F (F Y R O M)	Economic Chamber of Macedonia Dimitrie Cupovski Street No. 13 P.O. Box 324 - Skopje
M A L A Y S I A	The Malaysian Chamber of Commerce and Industry P.O. Box 12921 - 50792 Kuala Lumpur
M A L T A	The Malta Chamber of Commerce Exchange Building, Republic Street Valletta VLT 05
M A U R I T I U S	The Mauritius Chamber of Commerce and Industry 3 Royal Street Port Louis
M O R O C C O	Chambre de Commerce, d'Industrie et des Services de la Wilaya du Grand Casablanca 98 boulevard Mohammed V Casablanca
N E T H E R L A N D S	Amsterdam Chamber of Commerce and Industry P.O. Box 2852 1000 CW Amsterdam
N E W Z E A L A N D	The Wellington Chamber of Commerce P.O. Box 1590 Wellington 6000
N O R W A Y	Oslo Chamber of Commerce P.O. Box 2874 - Solli - 0230 Oslo
P O L A N D	Polish Chamber of Commerce P.O. Box 361 - Warsaw 00 074

PORTUGAL	Camara de Comercio e Industria Portuguesa Palacio do Comércio Rua das Portas de Santo Antao 89 1150-266 Lisboa Codex
ROMANIA	Chamber of Commerce and Industry of Romania 2 Octavian Goga Street Bucharest
RUSSIA	Chamber of Commerce and Industry of the Russian Federati on 6 Iliynka Street 103684 Moscow
SENEGAL	Serbian Chamber of Commerce 21 Hadzi Ruvimova Street 11000 Belgrade
SERBIA	Chambre de Commerce et d'Industrie de la Région de Dakar P.O. Box 118 Dakar
SINGAPORE	Singapore International Chamber of Commerce 6 Raffles Quay # 10-01 John Hancock Tower Singapore 0104
SLOVAK REPUBLIC	Slovak Chamber of Commerce and Industry Gorkeho 9 816 03 Bratislava
SLOVENIA	Chamber of Commerce and Industry of Slovenia Dimiéeva 13 SI-1504 Ljubljana
SOUTH AFRICA	South African Chamber of Business P.O. Box 213 Saxonwold, 2132
SPAIN	Consejo Superior de las Cámaras Oficiales de Comercio, Industria y Navegación de España Velázquez 157 28002 Madrid
SRI LANKA	ICC Sri Lanka P.O. Box 1733 Colombo 7
SWEDEN	The Stockholm Chamber of Commerce P.O. Box 16050 S-103 21 Stockholm
SWITZERLAND	Alliance des Chambres de Commerce Suisses P.O. Box 5039 CH-1211 Geneva 11

THAILAND	Board of Trade of Thailand 150 Rajbopit Road Bangkok 10200
TUNISIA	Chambre de Commerce et d'Industrie de Tunis 1 rue des Entrepreneurs 1000 Tunis
TURKEY	Union of Chambers of Commerce, Industry and Produce Exchanges of Turkey Ataturk Bulvari 149 Ankara
UNITED KINGDOM	London Chamber of Commerce and Industry 33 Queen Street London EC4R 1AP
UNITED STATES	United States Council for International Business 1212 Avenue of the Americas New York N.Y. 10036

GIBRALTAR は本条約の加入国ではないが、UNITED KINGDOM に包含される。

HONG KONG は本条約の加入国ではないが、CHINA に包含される。

別紙 4 (2 - 1 関係)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (W T O 協定) の加盟国・地域

	国名
加盟国・地域 (149 カ国・ 地域 (日本を 含む))	アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、EC、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウガンダ、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カタール、ガーナ、カナダ、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、キプロス、キューバ、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クウェート、グルジア、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コートジボワール、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、シンガポール、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スリランカ、スロバキア、スロベニア、スワジランド、セネガル、セントビンセント、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、ソロモン、タイ、大韓民国、タンザニア、チェコ、チャド、中央アフリカ、中華人民共和国、チリ、チャイニーズ・タイペイ、チュニジア、デンマーク、ドイツ、トーゴ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、ニカラグア、ニジュール、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、パナマ、バーレーン、パプアニューギニア、パラグアイ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルネイ、ブルンジ、ペナン、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ベルギー、ボツワナ、ポーランド、ボリビア、ポルトガル、香港、ホンジュラス、マカオ、マケドニア、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、ヨルダン、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ルーマニア、ルワンダ、レソト

加盟国	大洋州											計	(注)			
	ニ ユ ー ・ ジ ー ラ ン ド	サ モ ア 独 立 国	フ イ モ ン 諸 島	ソ ロ モ ン 共 和 国	ト ウ ル ヌ ア バ ル ス	ナ ウ ア バ ル ス	ヴ ア ン バ ル ス	ト ウ リ シ ヤ ル ス	キ ー ク ロ ネ シ ア	マ イ ク ロ ネ シ ア	ミ ク ロ ネ シ ア			パ ラ ウ ア オ	ク ラ ク エ リ ス 諸 島	ギ ル バ ー ト ・ エ リ ス 諸 島
条約等															8	(注) 条約第5条((広告用フィルムの一時的免税輸入))を留保している国 議定書第3条((観光宣伝用資料の一時的免税輸入))を留保している国 条約第5条((厚生用施設における使用のための厚生用物品に与えられる物品))を留保している国 条約第6条第1項a((展示物品の小型見本))の規定に関して、コーヒー、茶、マテ及び香辛料、ココア及びココアをベースとする産品、アルコールをベースとする香水、医薬品、ビール、潤滑油、マッチ、サッカリン、自動ライター及びライターの石、タバコの巻紙及び吸い口並びにバナナについて、同項の適用を留保している国
貨物の原産地虚偽表示の防止に関する1891年4月14日のマドリード協定															20	附属書ABの適用を留保している国
虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する1891年4月14日のマドリード協定															54	附属書Cの適用を留保している国
税関手続の簡易化に関する国際条約															187	附属書ABCの適用を留保している国
国際民間航空条約															63	
商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約															76	
観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約															70	*1 未承認国
観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書															62	*3 グレナディーン諸島を含む。
国際原子力機関の特権及び免除に関する協定															161	
関税協力理事会を設立する条約															180	
外交関係に関するウィーン条約															42	
船員の厚生用物品に関する通関条約															91	
教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定															61	
展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約															55	
職業用具の一時輸入に関する通関条約															29	
民間航空機貿易に関する協定															6	
東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定															43	
出版物の国際交換に関する条約															48	
国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約															44	
米州開発銀行を設立する協定															47	
アジア開発銀行を設立する協定															104	
1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約																

別紙 6 (2 - 9 関係)

国際連合の専門機関

国際労働機関(I L O)、国際連合食糧農業機関(F A O)、国際民間航空機関(I C A O)、国際連合教育科学文化機関(U N E S C O)、国際通貨基金(I M F)、世界保健機関(W H O)、万国郵便連合(U P U)、国際電気通信連合(I T U)、世界気象機関(W M O)、国際海事機関(I M O)、世界知的所有権機関(W I P O)、国際農業開発基金(I F A D)、国際連合工業開発機関(U N I D O)、世界観光機関(W T O)、世界銀行グループ(I B R D , I D A , I F C , M I G A , I C S I D)

(納税者住所氏名)

第 号
平成 年 月 日

税関長 印

関税徴収の引受通知書 (内国消費税徴収の引受通知書兼用)

下記の関税及び内国消費税等について徴収の引継ぎを受けたので、
関税法第 10 条の 2 第 2 項及び国税通則法第 43 条第 5 項
関税法施行令第 92 条第 5 項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 30 条第 5 項
の規定により通知します。

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	滞納処分費	法定納期限等	備考

これまでの徴収事務の管轄税関

(所在地 及び 電話番号)

今後の徴収担当部門

(所在地 及び 電話番号)

住 (居) 所
氏名 又は 名称

税関様式 C 第 1144 号

第 号
平成 年 月 日

税関長 印

関税徴収の管轄税関の変更通知書

(内国消費税徴収の管轄税関の変更通知書兼用)

関税法第 10 条の 2 第 1 項及び国税通則法第 43 条第 4 項
 関税法施行令第 92 条第 1 項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 30 条第 1 項 の規定により 年 月 日から下記滞納者の管轄税関が異動しました
 ので、通知します。

なお、今後の連絡等は当関へしてください。

滞納者	住 所 (所在)	
	氏 名 (名称)	
差押財産等	(処分時の管轄税関) (処分年月日) (通知書記号番号) (処分の内容)	
備考		

これまでの徴収事務の管轄税関

	(所在地 及び 電話番号)
--	-----------------

今後の徴収担当部門

	(所在地 及び 電話番号)
--	-----------------

関税徴収の引継書

(内国消費税徴収の引継書兼用)

引継第 号
平成 年 月 日

引受税関	次のとおり引受けしてよろしいか	起案	. . .			決裁	. . .		
		税関長					収納課長		担当者
会計決裁 代行処理 決議番号 第 号									
引受けしたので、調査決定してよろしいか		資金徴収簿 登記 (引受年月日と同じ)			年 月 日				

次の関税及び内国消費税等の徴収を引継ぎします。

税関長 殿

税関 (支署・出張所) 長



納税者	住所 (所在)							
	氏名 (名称)							
年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	滞納処分費	法定納期限等	備考

連絡先

(電話)

(担当者)

申請番号
Application No.税関様式C第2210号
Customs form C No.2210指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する
船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書

Application for permission of : (Traffic through place other than designated), (Traffic through place designated), (Traffic between vessel or aircraft coming and / or going between Japan and any foreign country and coasting vessel, etc.)

税関長 殿
to Director of _____ Customs平成 年 月 日
Date申請者
Applicant住所
Address氏名
Name(署名)
(Signature)印
(seal)

申請者の所属し又は代理する法人又は人

Juridical or natural person

(If the applicant is to make a traffic as an agent or employed)

住所
Address

氏名又は名称

Name or Trade name

(署名)
(Signature)印
(seal)

関税法第24条の規定により、下記のとおり本邦と外国との間を往復する船舶又は航空機との交通をしたいので、申請します。

I hereby apply for permission of traffic to vessel or aircraft coming and / or going between Japan and foreign country under the provision of art,24,of the Customs law as follows.

記
Note

交通者の生年月日及び性別 Date of birth and sex	年 月 日 生 才 Date of birth Age	男 女 M F
交通しようとする船舶又は航空機の名称 Name or registered mark of vessel or aircraft to which a traffic is sought (一括申請の場合はその旨)		
交通の目的 Purpose of traffic		
交通期間 Period of traffic	自 平成 年 月 日 From: Date 至 平成 年 月 日 To: Date	
交通の経路 Route of traffic		

交通場所に使用する船舶又は車輜

Ferryboat or car to be used for traffic

(1) 名称及び船種又は車種

Name and type

(2) けい留場所

Fixed mooring place of ferryboat

(注) 1 . この申請書は、2通提出して下さい。

申請者欄及び申請者の所属し、又は代理する法人又は人の欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

2 . 印は、許可交通期間が1ヶ月以上にわたる場合のみに記入して下さい。

Note: 1 . This application shall be submitted in duplicate.

Seal or signature is acceptable with filling in name and address.

2 . The column marked shall be filled when the period of traffic is over a month.

(規格A4)

税関様式C第3250号

届出番号

保 税 作 業 開 始 届

平成 年 月 日

税 関 御 中

届 出 者

保税工場の所在地及び名称

氏 名(責 任 者 氏 名)

保税作業の種類及び内容				保税作業 の 期 間	自 平成 至 平成	年 月 日 年 月 日
移入承認番号	移入年月日	記号及び番号	品 名	内外貨の別	個 数	数 量

- (注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の保税工場の所在地並びに名称及びその責任者(原則として工場長)の氏名を記載してください。
 なお、法人内に保税工場業務責任者を定めている場合については、その責任者の氏名により届出ることができます。
2. 移入承認番号及び移入年月日の欄は、内国貨物については記載する必要はありません。

(規格A4)

番 号

保 税 作 業 終 了 届

届出税関

平成 年 月 日

保税作業開始届 年 月 日 番 号

保税工場の所在地及び名称

責任者氏名

印

保税作業の種類及び内容							保税作業の期間	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日	内外貨混合使用の承認を受けた場合その年月日及び番号	平成 年 月 日	
保税作業に使用した貨物							保税作業によってできた貨物					
移入承認番号	移入年月日	記号及び番号	品名	内外貨の別	数 量		欄番号	記号及び番号	品名	数 量		備 考
					個数	総重量				個数	総重量	
							1					
							2					
							3					
							4					
							5					
							6					
							7					
							8					
							9					
							10					

税 関 確認欄	
------------	--

- (注)
1. この届出書は2通提出して下さい。
 2. 移入承認欄は内国貨物については記載する必要がありません。
 3. 印は税関において記入します。

(規格A4)

税関様式C第3380号

加工製造貨物の課税物件確定時期承認申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

参加者住所氏名

代理人住所氏名

関税法施行令第2条第3項の規定により下記のとおり保税展示場において外国貨物に加工し又はこれを原料として得た製品について製品課税の適用を受けたいので申請します。

記

展示等承認貨物	展示等申告書号 受理番号		展示等承認年月日	
	品名			
	数量			
展示等承認貨物の使用状況	期間			
	場所			
	使用の内容			
	数量			
製品課税の適用を受けたい製品	品名			
	数量			
	展示蔵置等の場所			
製品課税を受けたい理由				
備考				

(注) この申請書は3通(税関用、管理者用及び申請者用)提出して下さい。

(規格A4)

通信事務

郵便はがき

簡易書留

通知番号 Notice NO.	
--------------------	--

--	--	--

--	--	--	--

外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ

年 月 日				名宛人	
差出人の氏名				殿	
住所					
国名		個数			
郵便物の番号					
品名					
通貨					
価格					
郵便物の種類					

税関 外郵出張所
(出張所所在地)
(電話番号)
国際郵便局

外国から上記の郵便物が到着しましたので、下記連絡事項欄に記載の手続きを行って下さい。
 税関への回答は、表面の受取人記載欄に必要事項を記入のうえ、キリトリ線から切り取った「はがき」を利用して下さい。必要書類（インボイス等）がある場合は、その書類とキリトリ線から切り取った「はがき」を同封のうえ、郵送して下さい。
 直接来所される場合には、この「お知らせ」を切り離さずにそのまま（必要書類とともに）持参して下さい。
 ただし、来所した当日に郵便物を受け取ることは原則としてできませんので、ご留意下さい。
 不明な点があれば、上記税関にお問い合わせ下さい。受付時間は、（各郵便局の実情による）日曜日・祝日及び年末年始は閉庁です。
 なお、裏面の「ご注意」も併せてお読みください。

キリトリ線

通知番号	
------	--

連絡事項

--

保留カード

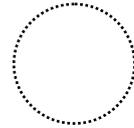
通知番号

差出人	
郵便物番号	
郵便物個数	
名宛人	
保留開始	
出庫	
備考	

ご注意

1. 税関に提出した書類の返送を求める場合は、返信用封筒に切手を貼り同封して下さい。
2. 郵便物の内容を点検できる時間は、(各郵便局の実情による)です。
3. この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1ヶ月以内に輸入手続が行われない郵便物は差出人に返送されます。輸入に必要な税関以外の手続等のため1ヶ月を超えて保管を希望される場合には、2ヶ月までを限度として保管できますので、返信用はがきの受取人記載欄に手続が遅れる理由を記載のうえ郵送して下さい。
4. 輸入手続を終えた郵便物は、次のように処理されます。
 - (1) 税金がかからない場合は直接配達されます。
 - (2) 税金が1万円以下の場合は郵便物と一緒に課税通知書、納付書が届けられますので、その場で納税のうえ郵便物と領収書をお受け取り下さい。
 - (3) 税金が1万円を超え30万円以下の場合には、郵便局での受取り若しくは配達を希望することができますので郵便局からの案内の際に申し付け下さい。
 - (4) 税金が30万円を超える場合には郵便局での保管となりますので、郵便局の案内により郵便局にて納税のうえ、郵便物の受取り若しくは配達を希望し領収証書をお受け取りください。

外 郵 出 張 所 地 図



受付印

キ-リ-ト-リ-線

受取人記載欄

電話番号

氏名

住所

切手を貼って
ください。

郵便はがき

(出張所所在地)

〇〇国際郵便局〇階

〇〇税関〇〇外郵出張所 行



CUSTOMS FORM C NO.5294
ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS
UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN

Anexo 2
CERTIFICADO DE ORIGEN

1. Nombre y Domicilio del Exportador		Número de Certificación:			
2. Nombre y domicilio del productor:		3. Nombre y Domicilio del Importador:			
5. Clasificación arancelaria SA	6. Descripción del (los) bien(es):	7. Cantidad	8. Criterio para trato Preferencial	9. Otras instancias	10. Factura
11. Observaciones:					
12. Declaración del Exportador o Productor:			13. Certificación:		
<p>El que suscribe declara que:</p> <ul style="list-style-type: none"> - el (los) bien(es) arriba descrito(s) cumple(n) con la (las) condición(es) requerida(s) para la expedición del presente certificado; - la información que respalda el presente Certificado es verdadera y exacta, y asumo la responsabilidad de comprobar dichas representaciones de conformidad con el Acuerdo. <p>Lugar y Fecha: _____</p> <p>Firma: _____</p> <p>Nombre: _____</p> <p>Empresa: _____</p> <p>Cargo: _____</p> <p>Teléfono/ Fax: _____</p> <p>Correo electrónico: _____</p>			<p>El que suscribe certifica, sobre la base de la documentación necesaria que ampara este Certificado, que el (los) bien(es) anteriormente mencionado(s) es (son) considerado(s) como originarios.</p> <p>Este Certificado se compone de ____ hojas, incluyendo todos sus anexos.</p> <p>Oficina de la autoridad gubernamental competente o Designado: _____</p> <p>Sello _____</p> <p>País de expedición: _____</p> <p>Lugar y Fecha: _____</p> <p>Firma: _____</p>		

**ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS
ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y JAPÓN**

CERTIFICADO DE ORIGEN

Hoja Anexa

Llenar a máquina o con letra de imprenta o molde.

Número de Certificación:

2. Nombre y Domicilio del Productor:					
5 Clasificación arancelaria SA	6. Descripción del (los) bien(es)	7. Cantidad	8. Criterio para trato Preferencial	9. Otras instancias	10. Factura
Exportador o Productor		Autoridad gubernamental competente o Designado		Número de Hoja Anexa	
Nombre:		Oficina:			
Firma:		Firma:			

ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN

Anexo 2-A

Instructivo del Certificado de Origen

Para efectos de obtener trato arancelario preferencial, este documento deberá ser llenado en forma legible y completa por el exportador o productor. La autoridad gubernamental competente o sus designados podrán llenar el certificado a petición del exportador o productor. Llenar a máquina o con letra de imprenta o molde.

Si el espacio del certificado es insuficiente para especificar las particularidades necesarias para identificar los bienes y cualquier otra información relacionada, el exportador o productor podrá especificar la información en la hoja anexa.

Campo 1: Indique el nombre y domicilio legal del exportador.

Campo 2: Indique el nombre y domicilio legal del productor. Si los bienes amparados en el certificado son elaborados por más de un productor, anexe una lista de los productores, incluyendo el nombre legal completo (denominación o razón social) y domicilio, haciendo referencia directa a cada bien descrito en el campo 6. Cuando se desee que la información contenida en este campo sea confidencial, deberá señalarse: "Available to Customs upon request" (DISPONIBLE A SOLICITUD DE LA AUTORIDAD ADUANERA). En caso de que el productor y el exportador sean la misma persona, señale: "SAME" (IGUAL).

Campo 3: Indique el nombre legal y domicilio legal del importador.

Campo 4: Proporcione el nombre del puerto de embarque, puerto de tránsito, puerto de desembarque, nombre de la embarcación / número de vuelo.

El llenado de este campo es opcional. Si el campo no es llenado, éste se dejará en blanco.

Campo 5: Para cada bien descrito en el Campo 6, identifique la clasificación arancelaria del Sistema Armonizado (SA) a seis dígitos.

Campo 6: Proporcione una descripción completa de cada bien. La descripción deberá ser lo suficientemente detallada para relacionarla con la descripción del bien contenida en factura, así como con la descripción que le corresponda al bien en el Sistema Armonizado (SA).

Nota: La descripción de los bienes listados en el Anexo 2-B, será de conformidad con la descripción dispuesta en dicho Anexo.

Campo 7: Para cada bien descrito en el Campo 6, indique la cantidad a ser exportada de conformidad con la(s) unidad(es) de medida establecidas en la factura.

Campo 8: Para cada bien descrito en el Campo 6, indique el criterio (desde la A hasta la D y TPL) aplicable. Las reglas de origen se encuentran en el Capítulo 4 y en el Anexo 4.

Nota: Con el fin de acogerse al trato arancelario preferencial, cada bien debe cumplir con alguno de los siguientes criterios:

Criterios para trato preferencial

- A:** El bien es obtenido en su totalidad o producido enteramente en el Área de una o ambas Partes, según la definición del Artículo 38.
- B:** El bien es producido enteramente en el Área de una o ambas Partes a partir exclusivamente de materiales originarios.
- C:** El bien es producido enteramente en el Área de una o ambas Partes utilizando materiales no originarios y satisface la regla de origen específica, establecida en el Anexo 4, así como todas las demás disposiciones aplicables del capítulo 4, cuando el bien sea producido enteramente en el Área de una o ambas Partes utilizando materiales no originarios.
- D:** El bien es producido enteramente en el Área de una o ambas Partes, pero uno o más de los materiales no originarios utilizados en la producción del bien no cumplen con un cambio de clasificación arancelaria aplicable. No obstante, los bienes cumplen con el requisito de valor de contenido regional especificado en el subpárrafo 1 (d) del Artículo 22, y cumple con todas las demás disposiciones aplicables del capítulo 4. Este criterio se limita a las siguientes circunstancias:
- (i) el bien se ha importado al Área de una Parte sin ensamblar o desensamblado, pero se ha clasificado como un bien ensamblado de conformidad con la regla 2(a) de las Reglas Generales de Interpretación del Sistema Armonizado; o
 - (ii) la partida para el bien es la misma tanto para el bien como para sus partes y los describe específicamente y esa partida no se divide en subpartidas o la subpartida es la misma tanto para el bien como para sus partes y los describe específicamente.

NOTA: Este criterio no se aplica a los bienes comprendidos en los Capítulos 61 al 63 del SA (Referencia: subpárrafo 1(d) del Artículo 22.

TPL: El bien clasifica en el Capítulo 61, 62 o 63 y califica como originario conforme al párrafo (f) de la Sección 1 del Anexo 4.

Campo 9: Si se consideraron otras instancias para efectos de determinar el origen del bien, indique apropiadamente “DMI” para *De Minimis*; “IM” para materiales intermedios; “FGM” para bienes y materiales fungibles; y “ACU” para acumulación. Si ninguna otra instancia fue considerada, indique “N/A” (No Aplicable).

Campo 10: Proporcione el número de factura para cada bien descrito en el campo 6. Si la factura es expedida por una persona diferente al exportador a quien le fue expedido el certificado de origen y la persona que expide la factura se encuentra ubicada en un país no Parte, el número de la factura expedida para efectos de la importación del bien al Área de una de las Partes deberá de indicarse, y en el Campo 11 deberá indicar que los bienes serán facturados desde un tercer país, identificando el nombre legal completo (denominación o razón social) y domicilio de la persona que expidió dicha factura.

Si el número de factura expedida por el tercer país no se conociera al momento de expedir el certificado de origen, el campo deberá dejarse en blanco y el importador presentará a la administración aduanera correspondiente una declaración jurada que justifique el hecho. En esta declaración el importador deberá indicar, por lo menos, el

número de la factura comercial y del certificado de origen que amparan la operación de importación.

Campo 11: Si el Certificado fue expedido de manera retrospectiva, la autoridad que expide el certificado de origen deberá indicar “ISSUED RETROSPECTIVELY” (EXPEDIDO DE MANERA RETROSPECTIVA). Si el certificado es un duplicado, la autoridad que expide el certificado de origen deberá indicar “DUPLICATE” (DUPLICADO). Si el Campo 8 fue llenado con el criterio TPL, la autoridad que expide el certificado de origen deberá indicar “CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED” (CERTIFICADO DE ELEGIBILIDAD ADJUNTO).

Adicionalmente, cualquier otra observación relacionada con este Certificado podrá ser indicada por la autoridad que expide el certificado de origen o el exportador o el productor.

Campo 12: Este Campo deberá ser llenado, firmado y fechado por el exportador o productor. La fecha deberá ser la fecha en la que el Certificado fue llenado.

Nota: La firma del exportador podrá ser autógrafa o impresa por medios electrónicos por el ente certificador.

Campo 13: Este campo deberá ser llenado, fechado, firmado y sellado por la autoridad gubernamental competente de la Parte exportadora o quien ella designe.

Nota: La firma de la autoridad gubernamental competente o quien ella designe podrá ser autógrafa o impresa por medios electrónicos.

Aviso 1. Cualquier elemento contenido en este formato deberá ser correcto y verdadero. Las declaraciones o documentaciones falsas relacionadas con el certificado de origen serán objeto de sanción de conformidad con las leyes y reglamentos de la Parte exportadora.

Aviso 2. El certificado de origen será una base para la determinación del origen ante la autoridad aduanera de la Parte importadora. El exportador o productor del bien podrá recibir cuestionarios por parte de la autoridad aduanera de la Parte importadora de conformidad con el subpárrafo 1 (b) del Artículo 44. La respuesta a los mismos deberá ser en inglés. Si la respuesta es insuficiente, el trato arancelario preferencial podrá ser negado. Si no se da respuesta dentro de un plazo de 30 días a partir de la fecha de recibo del cuestionario, el trato arancelario preferencial será negado.

Aviso 3. El exportador o productor deberá referir los documentos que describan las cuestiones que el solicitante deba tomar en cuenta, los cuales serán proporcionados por la autoridad gubernamental competente cuando expida el certificado de origen.

秘

(関税定率法第4条関係)

輸入貨物の評価(個別・包括)申告書

新規申告

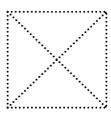
変更届

あて先 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号
申告貨物の品名・銘柄・単価		輸入者住所氏名印 (署名) 担当部課 TEL()		包括申告の関係税関名
		代理人住所氏名印 (署名) 担当部課 TEL()		
生産者名	事前教示回答書 登録番号			

上記の貨物に関し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第9号若しくは第10号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

A. この貨物の取引について

1. 輸入取引の当事者(輸入取引の売手及び買手については 内に×印を付すこと。)

輸入者		輸出者
輸入の委託者		輸出の委託者

2. 輸入取引に関する事情について

- (1) 関税定率法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事情がある。 回ない。
- (2) 上記1の売手と買手との間に特殊関係(関税定率法第4条第2項第4号)がある。 回ない(この場合には、(3)の記載不要)。
特殊関係の内容

(3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて いる。 回ない。

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書(運賃明細書 保険料明細書)に記載された額に次の調整を行って計算する。

調整項目	イ 調整を要する額又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項
(1) 現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額		
(2) 加算要素 (運賃明細書又は保険料明細書に記載された額以外のもの) 輸入港までの運賃等 仲介料その他の手数料 容器・包装の費用 材料、部品等の費用 工具、鑄型等の費用 消費物品の費用 役務(技術、設計等)の費用 ロイヤルティ・ライセンス料 売手に帰属する収益		
(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の据付け、組立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、延払金利)		
合計		

この包括申告書は 平成 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

- (注) 1. 印の箇所は記入しないで下さい。
- 2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。
- 3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。
- 4. この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出をして下さい。
- 5. 輸入者住所氏名印欄及び代理人住所氏名印欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

受理	審査	税関記入欄

税関様式C第6020号

留置番号

携 帯 品 留 置 証

平成 年 月 日

殿

税関長印

関税法第86条第1項の規定により、貴殿の下記携帯品を留置しました。

記

包装の種類	品 名	個 数	数 量	備 考
留置の理由				

(注意) 1. 上記物件は留置の日から4月を経過したときは、公売、売却又は廃棄処分の対象となります。(ただし、腐敗等の虞があるときは、留置期間が短縮される場合があります。)

2. 上記物件の留置の事由が消滅したときは、返還をうけることができますが、その場合には、留置に要した費用を納付しなければなりません。

(規格A4)

税関様式C第8035号

申請番号

臨時開庁手数料軽減区域（新規・変更）届出書

平成 年 月 日

税関長殿

申請者

地方公共団体の名称

所在地

地方公共団体の長の氏名

印

(署名)

関税法第101条第5項及び関税法施行令第87条の2第1項の規定に基づき、臨時開庁手数料の軽減を受けようとする区域（以下「届出区域」という。）について、下記のとおり届出（新規・変更）します。

記

届出区域の名称			
届出区域の所在地			
届出区域に所在する港湾施設、空港施設その他の貨物の流通のための施設（主要なもの）の名称及び所在地			
名称		所在地	
名称		所在地	
名称		所在地	
臨時開庁承認の回数（実績）	平成	年分	回
臨時開庁承認の回数（見込み）	平成	年分	回
上記見込みの合理的な基礎			
届出区域を管轄区域とする 税関官署の名称	税関	税関支署 / 出張所	
	税関	税関支署 / 出張所	
備考			

(注1) 申請者欄には、地方公共団体の名称、所在地及び当該地方公共団体の長の氏名を記載の上、地方公共団体又はその長の押印若しくは地方公共団体の長の署名のいずれかを選択。

(注2) 貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当する旨を記載した書面を添付すること。

(規格A4)

関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書

スキャナ

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

申請者

住所

氏名又は名称

電話番号

輸出入者符号

代表者氏名(法人の場合)

印

関税法第7条の9第2項・第67条の6第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第3項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等						
書類の種類名称	ファイル形式	書類の保存に代える日	保存場所	入力方式	法第4条第1項 法第5条第1項 の帳簿備付	関連帳簿
		年 月 日		業務 速やか	有・無	
		年 月 日		業務 速やか		
		年 月 日		業務 速やか		
		年 月 日		業務 速やか		
		年 月 日		業務 速やか		

(1 / 4)

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（法第94条第3項において準用する場合）					
3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった書類の種類名称			届出書の提出 通知書の受理	年 月 日
取りやめ届出 取消し通知					年 月 日
取りやめ届出 取消し通知					年 月 日
取りやめ届出 取消し通知					年 月 日
5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	

6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置					
(1) スキャナの基準（第3条第4項、第3条第5項第2号イ） 解像度が1ミリメートル当たり8ドット（200dpi）以上で読み取るものである。 赤色、緑色及び青色の階調が各々256階調以上で読み取るものである。					
(2) 電子署名の付与に関する措置（第3条第5項第2号ロ）					
認証局の名称		電子署名の種類等			
		電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって同法第2条第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
		電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって同法第2条第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
(3) タイムスタンプの付与に関する措置（第3条第5項第2号ハ）					
事業者の名称		タイムスタンプの種類等			
		財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 記録事項が変更されていないことについて関税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
		財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 記録事項が変更されていないことについて関税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
(4) 関税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置（第3条第5項第2号ニ） 関税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報を保存し確認することでできる。					
(5) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要（第3条第5項第2号ホ） 記録事項について訂正を行った場合には、訂正のすべての履歴が必ず確認できる。 記録事項について削除を行った場合には、訂正のすべての履歴を含む削除前の内容を必ず確認できる。					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
(6) 関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置（第3条第5項第3号） (一連番号、伝票番号、その他())により関税関係書類と関税関係帳簿との関連性を確認することができるようにする。 上記以外の方法による。 []					

(7) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第5項第4号関係）
 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル（14インチ）以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタを備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、当該電磁記録と同等な状態で速やかに出力することができる。
 カラーディスプレイの画面及び書面に、4ポイントの大きさの文字を認識することができるように入力されており、出力することができる。

(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号、第3条第5項第5号関係）
 次の書類を備え付ける。
 (システムの概要を記載した書類)
 システム スキャナ 訂正削除 検索機能 その他（ ）
 全体 装置 管理機能
 (システムの開発に際して作成した書類)
 システム スキャナ 訂正削除 検索機能 その他（ ）
 全体 装置 管理機能
 (システムの操作説明書)
 システム スキャナ 訂正削除 検索機能 その他（ ）
 全体 装置 管理機能
 (電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類)
 電子計算機処理 電磁的記録の保存 その他（ ）
 契約書（ 電子署名 タイムスタンプ）

(9) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第5項第5号関係）
 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主な書類名
品名	数量及び価格	仕出人	取引年月日	

数量及び価格並びに日付けに係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
 二以上の記録事項を組み合わせる条件を設定することができる。

7 その他参考となる事項
 国税関係書類の電磁的記録による保存の承認の実績
 (1) 第4条第3項の承認の有無 有 無
 (2) 承認を受けている場合は、
 承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日
 承認を受けた主な書類の種類名称
 []
 承認した所轄税務署長等 []
 (3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無
 有（取り消された日 年 月 日） 無

(注) 法第4条第3項の承認を受けた国税関係書類については、全てスキャナ保存をする必要があります。

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---